

指定通所リハビリテーション事業者 指定申請の手引き

R 6 年 4 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

1 指定要件の概要

通所リハビリテーション事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所であること。

介護老人保健施設、介護医療院及び医療保険において脳血管等疾患リハビリテーション又は運動器リハビリテーションを算定している病院・診療所については、開設許可を受ければ介護保険法の通所リハビリテーション事業所として指定を受けたとみなされます（以下「医療みなし」という）。ただし、過去に特段の申出により医療みなしの指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

(2) 人員基準を満たすこと。

【介護老人保健施設、介護医療院又は病院の場合】

ア 医師

- ・専任の常勤医師が 1 人以上必要です。
- ・介護老人保健施設又は介護医療院で、病院又は診療所と併設されている場合、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務でも差し支えありません。
- ・介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たします。
- ・また、介護老人保健施設又は介護医療院であって病院又は診療所と併設されている事業所において、指定通所リハビリテーション事業所の医師が当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件を満たします。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員（従業者）

- ・指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれかが 1 人以上必要です。
- ・指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人を超える場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれかが、利用者の数を 10 で除した数以上必要です。
- ・上記従業者の内数として、単位ごとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが、利用者が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上必要となります。
- ・同じ従業者が担当できるのは 1 日 2 単位が限度です。（1 時間から 2 時間までのサービスについては、0.5 単位として扱います。）

【診療所の場合】

ア 医師

（利用者の数が同時に 10 人以下の場合）

- ・専任の医師が 1 人以上必要です。
- ・利用者数は専任医師 1 人に対し 1 日 48 人以内です。

（利用者の数が同時に 10 人を超える場合）

- ・専任の常勤医師が 1 人以上必要です。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員

- ・通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合は、サー

ビス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれか1人以上が必要です。

・通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、サービス提供時間を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれかが、利用者の数を10で除した数以上必要です。

・単位ごとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、経験を有する看護師（※1）のいずれかが常勤換算法（従業者の勤務延時間数を常勤従事者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第2位以下切り捨て）で0.1以上必要となります。

・同じ従事者が担当できるのは1日2単位が限度です。（1時間から2時間未満のサービスについては、0.5単位として扱います。）

※1 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション科・運動器リハビリテーション科に係る施設基準の届出を行った保健医療機関・介護保険施設、通所リハビリテーション事業所等で1年以上従事した看護師を指します。

・令和3年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけられました。事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられます。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

ア 設備基準

・利用定員に3㎡を乗じた面積以上の通所リハビリテーション専用の区画を確保する必要があります。

・通所リハビリテーションの実施に必要な専用の器械及び器具を備える必要があります。

・利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

イ 運営基準

運営基準の詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

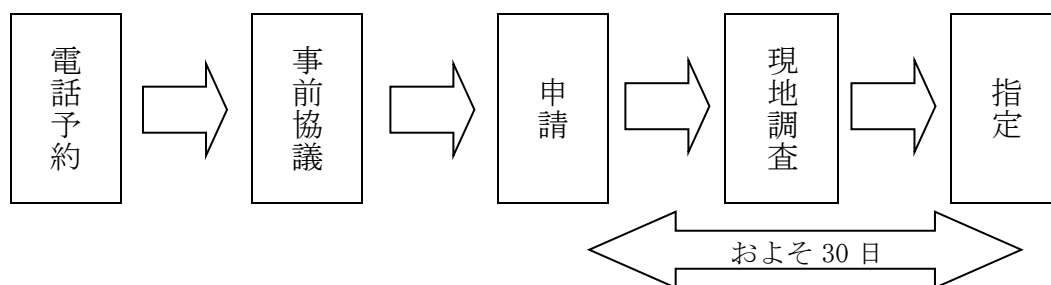
2 申請の流れ

・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。

・申請から指定までの標準処理期間は30日ですので、事業開始を予定する日の30日前までに事前協議を済ませて、申請書類を全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。

・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が30日を超える場合がありますので御了承ください。

・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続を済ませた上で、申請書類を提出してください。



3 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番にA4版（2穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類か分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各1部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。

(3) 事前協議シート及び事業者の指定に必要な様式は下記URLからダウンロードできますので御活用ください。

標準様式(厚労省 HP)URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

標準様式以外(つくば市 HP)URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

5 お問合せ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp